

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年7月4日

香川県監査委員	平木 享
同	水本 勝規
同	鍋嶋 明人
同	野田 峻司

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
産業技術センター	平成20年4月17日
丸亀高等技術学校	"
栗林公園観光事務所	平成20年4月18日
産業政策課 (産業集積推進室)	平成20年5月8日
経営支援課	"
労働政策課	"
観光交流局	平成20年5月9日
大阪事務所	平成20年6月6日
計量検定所	平成20年6月11日
高松高等技術学校	"

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

企業との共同研究契約に伴う研究費分担金の受入手続において、契約締結日より前に研究費受入れの納入通知書を発行していたが、関係書類等を十分確認のうえ、契約の締結後、納入通知書を発行する必要がある。（産業技術センター）

(3) 検討指示事項

該当事項なし